違反建築防止週間です。) (10月15日から10月21日までは、 建築基準法は、私たちの生命

や健康、

財産を守るため、

建物を建てる場合は、

さまざまな基準を定めていま 等の敷地や構造などについての

めましょう。 手続きを守り、 準法などの法令で定める基準や また、工事が完了 適正に工事を進 建築基

したときは、

その建物が法令に

を受けましょう。 基づき安全なものであるか検

場合がありますので、 談しましょう。 の際には事前に建築士などに相 変更により違反になってしまう なお、 後の改修や用途(使い方) 新築時は適法でも、 改修など の

「問い合わせ】

マイナンバーカード受取時に健康保険証利用申込を

マイナンバーカードの受け取 された方に記念品をプレゼントします 報編3種類)▼ウエットティッ

用申込をされた方に記念品をプ り時に、健康保険証としての利

シュ(ポケットサイズ)

●配布場所

町民課窓口

(役場1階

レゼントします。

対象となる方

)注意事項

マイナンバーカードの受け取

予約**☎**85 ください。 6129 (町民課戸

籍年金係

年9月21日以降に町民課に受け

りを来庁方式で申請し、

令 和 4

りには、

事前予約が必要です。

来庁前に予約をしてからお越

マイナンバーカードの受け取

しての利用申込をされた方

くなり次第終了

▼ミニエコバッグ

プレゼント商品

(セット内容) (本体サイズ

(約) 横3×縦1×マチ1 m

トイレットペーパー

(健康情

取りに来た際に、

健康保険証と

町民課

国保医療係

プレゼント商品

マイナンバーカードの申請受付をスピカの店内で行います

平日に町民課窓口へお越しになれない方、お買い物のついでに、マイナンバーカードの申請を してみませんか?

- 11 月より毎週日曜日 ●期間
- 午後2時~4時 ●時間
- ●申請受付場所 スピカ店内(くつろぎスペース)
- ●次のものをご持参いただくと申請できます。
 - ①本人確認書類(運転免許証など顔写真付きの身分証明書 +健康保険証)
 - ※顔写真付きのものがない方は、健康保険証・医療受給者証
 - ・年金手帳など2点(学生の場合は学生証+健康保険証など)
 - ②通知カード (右記参照)
 - ③マイナンバーカード申請書
 - →通知カードの下の部分(右記参照)か、

封書で送付された申請書

※申請書が見当たらない方は・・・申請日の前々日(金曜日) までお電話をいただければ、申請書を準備いたします。

【お知らせ】

マイナポイント申し込みの対象となる、マイナンバーカードの 申請期限は令和4年12月末まで延長になりました。

マイナンバーカード受け取り・マイナポイント申込等で窓口にお越しの際は、事前にお電話での予約を お願いいたします。(直接来庁されても予約の方が優先になり、お断りする場合がございます。)

出入口 出入口 【通知カード(緑色)】 【申請書(白色)】

スピカ店内

【受付場所】

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 285-6129

目10

は

行政相談週間です。】

月

17

日

月

か 5 23

日

■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」 にあわせて無料税務相談を行います。事前に電 話での予約をお願いします。

開催日	担当税理士	場所
11月11日 (金)	金田 和夫 ☎88-9159	長井市税理士法人 長井市館町南10-57
	須貝 周一 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	渡邉美津夫 ☎87-0057	渡邉美津夫税理士事務所 長井市台町 4-8
	仁科 孝 ☎88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町23-20-1
	小関 悠司 ☎87-3777	小関悠司税理士事務所 白鷹町大字菖蒲 1-3
11月14日 (月)	長沼 安義 ☎72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字椿3596-3
	海老名信乃 ☎85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王3740
	坂本 英俊 ☎080-5570-6903	坂本英俊税理士事務所 長井市台町 4-8
	奈良崎幸司 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	大嶋 雄生 ☎ 87-1415	大嶋雄生税理士事務所 小国町大字河原角 162-1

※相談時間は、午前10時~午後3時です。

●いつ 10月2日 (水) 中央公民館 気軽にご相談ください。 情・要望等がございましたらお ※相談は無料・秘密厳守です。 どこで 行政困りごと相談所を開設し 行政サービスに関する苦 総務省行政相談センター きくみみ山形

担当行政相談

委員

田中惠治

85

大村奈保子 委員

12085

総務省 問い合わ 변

町民課くらし環境係 **3**023-632-3113 形行政監視行政相談セン タ

Щ



困ったら一人で悩まず行政相談

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

「医療費のお知らせ」発行について

広域連合では、被保険者のみなさまに、治療等にかかった医療費について確認していただき、後期 高齢者医療制度の健全な運営を図るために、毎年度に1回「医療費のお知らせ」を発行しています。 今年度は、令和3年11月から令和4年10月診療分までを発行いたします。

このお知らせは確定申告(医療費控除)をされる際に使用できますが、医療機関の請求遅れといった 理由で記載されていない分や令和4年11月と12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」 への記入が必要となります。そのため、医療機関から受け取った領収書は、捨てずに保管されますよ うお願いいたします。

●対象者 山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者

●発行時期 令和5年1月下旬

●記載内容 令和3年11月から令和4年10月診療分までの医療機関の名称・医療費の総額など

≪注意点≫

確定申告(医療費控除)の詳細につきましては、税務署及び市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

【問い合わせ】 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課給付係 後期高齢者医療制度について 町民課国保医療係 ☎85-6130

☎ 0237-84-7100